

本難型についての使用は必須ではありません。また、難型の条文の一部を変更しても差し支えございません。
各研究機関の判断と責任において適切な再委託契約の締結をお願いします。

《文書番号種別》第《文書番号》号
《課題管理番号》

再委託研究開発契約書

〇〇〇《委託先》(以下「甲」という。)と、《再委託先》(以下「乙」という。)は甲が国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)から令和●年●月●日付委託研究開発契約書(以下「元契約」という。)で受託した《事業名》《プログラム名》(以下「本事業」という。)における研究開発の一部の再委託に関し、機構の事前の承認を受けて、次のとおり合意し、再委託研究開発契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約項目)

甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、次の研究開発(以下「本研究開発」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 研究開発課題名:「《研究開発課題名》」(以下「本研究開発課題」という。)
- (2) 研究開発担当者名・所属及び役職:《研究開発担当者氏名①》《研究開発担当者所属・役職①》
- (3) 研究開発期間:令和○年○月○日から令和○年○月○日まで
- (4) 研究開発費:《研究開発費》円(うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円)
(※1) 研究開発費の内訳は、研究開発計画書に記載のとおりとする。
(※2) 研究開発費は、機構が行う評価等により、甲が増額又は減額を行う場合がある。
- (5) 研究開発目的及び内容:研究開発計画書に記載のとおりとする。本研究開発の実施に当たっては、甲及び機構が承認する研究開発計画書(甲及び機構の承認を受けて変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。
- (6) 契約一般条項:別記1のとおりとする。
- (7) 特記条項:《特記条項有無》

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

《契約締結日》

(甲)

(乙)

別記1

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本契約等」とは本研究開発を実施するために甲と乙との間で締結する本契約を含む全ての委託研究開発契約(付随する契約を含む。)を総称していう。
- (2) 「研究開発費」とは、本研究開発実施のために本契約に基づいて甲から乙に支払われる費用であり、直接経費と間接経費の合計をいう。
- (3) 「直接経費」とは、本研究開発に直接的に要する経費をいう。
- (4) 「間接経費」とは、本研究開発の実施に伴う乙の機関の管理等に必要な経費をいう。
- (5) 「研究開発期間」とは、本契約に基づき本研究開発を行う期間(本研究開発が中止された場合はその時までの期間)をいう。
- (6) 「全研究開発期間」とは、甲の委託を受けて本研究開発課題について研究開発を行う場合の全期間(研究開発が中止された場合はその時までの期間)を通算していう。
- (7) 「事務処理説明書」とは、本事業の事務処理のために機構が定める説明書(本契約締結後に改訂されたものを含む。)をいう。
- (8) 「事業年度」とは、各年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。
- (9) 「研究開発計画書」とは、本研究開発についての研究開発期間における研究開発計画書(甲及び機構の承認を受けて変更されたものを含む。)をいう。
- (10) 「研究開発成果」とは、本研究開発において得られた成果をいう。
- (11) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称していう。

ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

イ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)

ウ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙並びに機構協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

- (12) 「対象データ」とは、本研究開発課題に関連して創出、取得又は収集されたデータ(当該データと同一性が認められる限度で当該データを処理したものを含む。)をいい、「派生データ」とは、「対象データ」を元に、技術的に復元不可能な処理がされ、対象データと同一性が認められないデータをいう。
- (13) 「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう。

ア 研究開発の際に創作又は取得されたものであつて研究開発の目的を達成したことを示すもの

イ 研究開発の際に創作又は取得されたものであつてアを得るために利用されるもの

ウ ア又はイを創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

- (14) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、種苗法第2条第2項に規定する品種及び育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。
- (15) 「実施」(ただし、第8条第1項及び第11条第6項において使用されるものに限る。)とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

- (16) 「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権(仮専用実施権を含む)又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。
- (17) 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称していう。
ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人、高等専門学校、大学共同利用機関
イ 国立試験研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人(機構を除く。)等の公的研究機関
ウ 公益財団法人、公益社団法人等の公的性格を有する機関であって、機構が認めるもの
- (18) 「企業等」とは、企業その他「大学等」以外の研究機関を総称していう。
- (19) 「研究機関」とは、大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人(機構を除く。)、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人その他の研究機関を総称していう。
- (20) 「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成 17 年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)並びに別表に定める国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。
- (21) 「不正行為等対応規則」とは、国の不正行為等対応ガイドラインを踏まえ、配分機関及び研究機関がそれぞれ策定する不正行為等への対応に関する規則を総称していう。
- (22) 「機構の不正行為等対応規則」とは、機構が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(その後の改正を含む。)その他不正行為等への対応について機構が定める規則を総称していう。
- (23) 「機構の利益相反管理規則」とは、機構が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」(その後の改正を含む。)その他利益相反管理について機構が定める規則を総称していう。
- (24) 「国の研究倫理指針等」とは、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年3月 23 日文部科学省、厚生労働省、経済産業省)その他の国の府省庁が策定する研究に関する倫理指針を総称していう。
- (25) 「法令等」とは、法律、政令、府省令、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称していう。
- (26) 成果報告書」とは、乙が毎事業年度の研究開発成果の内容を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (27) 「年度末報告書」とは、乙が研究開発期間中の毎事業年度(研究開発期間の最終年度を除く。)の研究開発費の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (28) 「実績報告書」とは、乙が全研究開発期間の研究開発費の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (29) 「成果最終報告書」とは、乙が全研究開発期間の研究開発成果の内容を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (30) 「不正行為等」とは、次号から第 33 号までに掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。
- (31) 「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。))の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。
ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
ウ 盗用 他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (32) 「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、競争的研究費等その他国費の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。)をいう。
- (33) 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により競争的研究費等その他国費を受給することをいう。
- (34) 「競争的研究費等」とは、研究機関において、国の府省庁及び独立行政法人(機構を含む。))の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るものをいう。
- (35) 「関係府省庁」とは、機構に事業資金を交付している国の省庁及び内閣府並びに会計検査院をいう。
- (36) 「配分機関」とは、競争的研究費等の配分を行う国の府省庁及び独立行政法人(機構を含む。))を総称していう。

(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)

第2条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、法令等の定め、本契約、研究開発計画書、事務処理説明書及び本研究開発にかかる公募要領並びに本事業又は本研究開発の実施に関して甲又は機構が示す通知等の定めを遵守して、本研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとし、研究開発費を本研究開発以外の用途に使用してはならない。

- 2 乙は、本研究開発を実施する上で、研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン、機構の不正行為等対応規則、機構の利益相反管理規則及び関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等(研究開発担当者並びにその下で本研究開発に参加する研究者及び本研究開発を補助する者を個別に又は総称していうものとし、以下同様とする。)に遵守せしめるものとし、また、本研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則を踏まえ、必要な措置等(必要な規程及び体制の整備を含む。)を行わなければならない。また、甲は、元契約に基づく機構の指導、指示又は措置等を踏まえ、乙に対し、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 4 乙は、乙の責任において、本研究開発に関する利益相反について、関係法令及び国が定める関係指針並びに機構の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置(必要な規程及び体制の整備を含む。)を行うことにより、これを管理しなければならない。また、甲は、元契約に基づく機構の指導、指示又は措置等を踏まえ、乙に対し、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 5 乙は、本研究開発課題の採択時に甲が機構から付された条件のうち、乙も充足することが必要として甲が指定した条件を、研究開発期間中、充足していなければならない。
- 6 乙は、機構が別途指定する内容に従い、研究者等に対して研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。また、甲は、元契約に基づく機構の指導、指示又は措置等を踏まえ、乙に対し、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 7 本契約に定める機構の乙に対する要求であって、元契約において機構の甲に対する要求に準ずるものについて、甲が機構の指示を受けて又は機構が直接乙に対応を求めた場合、乙はこれに従うものとする。

(乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告義務)

- 第2条の2 乙は、前条第4項に基づき実施した研究者等の利益相反に関する報告、審査、措置等の実績を、利益相反の管理の結果として、甲の指定する時期及び方法により報告しなければならない。甲が機構に当該報告に基づく報告を行い、機構がこれを受けて不備を認め、甲に元契約に基づく指導、指示又は措置等を行った場合、甲は乙に対し、前条第4項に定める指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 2 乙は、前条第6項に基づき実施した研究者等の研究倫理に関する教育等の履修状況について、甲の指定する時期及び方法により甲に報告しなければならない。甲が機構に当該報告に基づく報告を行い、機構がこれを受けて不備を認め、甲に元契約に基づく指導、指示又は措置等を行った場合、甲は乙に対し、前条第6項に定める指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。
 - 3 乙は、実績報告書により、関連する法令又は国の研究倫理指針等に基づく本研究開発に関する倫理審査の状況について、甲の定める期日までに甲に対して報告しなければならない。
 - 4 甲は、乙において本研究開発に従事する研究者等について、前三項に基づく甲への報告義務を遵守させ、各報告書をとりまとめるものとする。

(表明保証)

- 第2条の3 乙は、本契約締結日において(ただし、本研究開発に参加することが本契約締結後に決定する研究者等については、当該決定時において)、次の各号が正確であることを表明し、保証する。
- (1) いずれの研究者等も、競争的研究費等への申請・参加制限措置を課された者(競争的研究費等その他国費による研究開発における不正行為等に関与し又は責任を負うと認定されたことにより当該措置が見込まれる者を含み、当該措置の期間が終了した者を除く。)に該当しないこと。
 - (2) 不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になっている者が研究者等に含まれる場合、その事実及び内容を甲に通知済みであること。

- 2 乙は、前項の表明保証に誤りがあった場合、直ちに甲に報告し、甲は直ちに機構に報告しなければならない。
- 3 乙は、本契約締結後、本研究開発以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において、研究者等が次の各号のいずれかに該当した場合、速やかにこれを甲に報告し、甲は速やかに機構に報告しなければならない。
 - (1) 不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になった場合
 - (2) 不正行為等に関与し又は責任を負うと認定を受けた場合

(研究開発費の概算払い)

第3条 甲は、次項に定める乙の請求に応じて、研究開発費を乙に支払うものとする(但し、研究開発期間終了後に第 18 条の3に従って額の確定及び精算をすることを前提とする。以下、かかる支払いを「概算払い」という。)

- 2 乙は、甲に対し、研究開発期間中の各事業年度において、当該年度の研究開発費の年度額の範囲内で、事務処理説明書に従って、一回ないし数回に分けて概算払いを請求することができるものとし、概算払いを請求するときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により行うものとする。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に 30%を上限とした機構が認めた間接経費割合を乗じた額を超えてはならないものとする。
- 3 甲は、前項の定めに従った乙の請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。

第3条の2 (削除)

(帳簿等の整理)

第4条 乙は、本研究開発に要した直接経費を明らかにするため、本研究開発に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究開発期間終了後、研究開発期間が終了する日の属する事業年度末日の翌日から起算して5年が経過するまで保管するものとする。

- 2 甲は、前項の帳簿及び証拠書類を閲覧することができるものとし、乙は、甲からかかる閲覧の求めがあった場合、これに応じなければならない。

(取得物品の取扱い)

第5条 本研究開発のために乙が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の取扱いについて、乙は、契約項目において大学等と認められた場合又は企業等と認められた場合に応じて、次の各号の規定を了解しこれに従うものとする。

(1) 乙が契約項目において大学等と認められた場合

- ア 取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
- イ 乙は、(i) 第 19 条第1項第1号の研究開発担当者の移籍により本研究開発が中止され、研究開発担当者が本研究開発と同課題の研究開発を移籍先である他の研究機関において実施することを予定している場合、又は、(ii) 本研究開発の終了後に研究開発担当者が他の研究機関へ移籍する場合で、研究開発担当者が本研究開発と同課題の研究開発を当該他の研究機関において実施することを予定している場合には、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとし、乙は、取得物品を当該他の研究機関に移設する。
- ウ 前記イ(i)又は(ii)の場合において、取得物品を当該他の研究機関に無償譲渡することが困難な特別の事情があり、かつ、乙と機構の間で合意をした場合には、乙は、前記イの規定にかかわらず、取得物品を機構に無償で譲渡するものとし、機構の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に移設する。

(2) 乙が契約項目において企業等と認められた場合

- ア 取得物品のうち、取得価格が 50 万円以上(消費税を含む。)かつ耐用年数が1年以上のものの所有権は、機構に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を研究開発期間終了までの間、本研究開発課題のために無償で使用するものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、機構の負担とする。
- イ 前記アの取得物品以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。

- ウ 機構から機構の職員又は機構の指定する者により乙の施設に立ち入り、機構所有の取得物品を検査することを求められた場合、乙はこれに応じなければならない。
- エ 乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。

(提供物品の取扱い)

- 第6条 乙は、機構が本研究開発の実施上必要と認めて乙に提供した物品等(以下「提供物品」という。)がある場合、これを研究開発期間終了までの間、本研究開発のために無償で使用するものとす、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、提供物品の公租公課は、機構の負担とする。
- 2 機構から機構の職員又は機構の指定する者により乙の施設に立ち入り、提供物品を検査することを求められた場合、乙はこれに応じなければならない。

(研究開発期間終了後の物品等の取扱い)

- 第7条 乙は、契約項目において大学等と認められた場合、乙が使用する提供物品について、研究開発期間終了後、以下のように取り扱うことを了解しこれに従うものとする。
- ア 機構から無償で譲渡された場合、乙はこれを譲り受ける。
 - イ 前アにかかわらず、機構が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。
- 2 乙は、契約項目において企業等と認められた場合、乙が使用する機構所有の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究開発期間終了後、以下のように取り扱うことを了解しこれに従うものとする。
- ア 機構から無償又は有償で貸し渡された場合、乙はこれを借り受け、本研究開発の発展のために使用するものとする。
 - イ 機構から当該取得物品等の耐用年数経過後有償で譲渡された場合、これを譲り受ける。
 - ウ 乙は、前ア及びイについて、機構との間で、別途、当該無償又は有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。
 - エ 前ア、イ及びウにかかわらず、機構が当該取得物品等を使用し又は処分する場合は、この限りでない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第20条第1項により解除された場合は、この限りでない。

(知的財産権の帰属)

- 第8条 甲及び乙は、本契約に基づく研究開発成果に係る知的財産権について、次の各号のいずれの規定も遵守することを約する。ただし、当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、機構の求めに応じて、機構に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する。
- (1) 甲及び乙は、研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第10条の規定に基づいて、その旨を機構に報告しなければならない。ただし、甲、乙共同で発明等を行った場合は、第4号の場合を除き、第10条の規定に基づいて甲が代表して機構へ報告すれば足りるものとする。
 - (2) 甲及び乙は、機構が産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条第3項に定める国の要請に基づき、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を機構に許諾する。
 - (3) 甲及び乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、機構が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を機構の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、機構、甲間で協議の上決定するものとする。ただし、当該知的財産権の権利者が乙単独の場合は、機構と乙間にて協議の上決定するものとする。許諾の対価については、産業技術力強化法第16条の2の趣旨を尊重するものとする。
 - (4) 甲及び乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め機構の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合(以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。)は、この限りではない。なお、甲、

乙共同で発明等を行った場合であっても、自らに帰属する知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、甲乙それぞれが予め機構の承認を受けるものとする。

- ア 甲又は乙が株式会社であって、その子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合(ただし、その子会社又は親会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社である場合を除く)
 - イ 甲又は乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)に規定する承認事業者若しくは認定事業者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
 - ウ 甲又は乙が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
- 2 甲及び乙が前項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと機構が認めるとき又は乙が第20条第1項に定める解除事由に該当した場合で機構から請求を受けたときは、当該知的財産権を無償で機構に譲り渡さなければならない。
- 3 甲及び乙は、甲又は乙の発明者が行った発明等が本研究開発を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその甲又は乙の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が甲又は乙に帰属するよう、予めその甲又は乙の発明者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならない。
- 4 甲及び乙は、特段の事情により本研究開発を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる甲又は乙の発明者に対して、第1項各号の規定を遵守させるための措置を講じなければならない。

(知的財産権の譲渡)

第9条 甲又は乙は、前条第1項ただし書きに基づき機構に帰属することとなった知的財産権について、甲又は乙が前条第1項各号及び次条の規定を遵守することを条件に、出願後に機構に、当該知的財産権に対して機構が有する持分について、適正な対価による譲渡を申し入れることができる。

(知的財産権に関する報告・通知等)

第10条 甲又は乙は、第8条又は前条の規定に基づき甲又は乙に帰属することとなった知的財産権に関して、機構が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。

- (1) 甲及び乙は、研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、機構が別途定める様式による発明等報告書を速やかに機構に提出するものとする。
- (2) 甲及び乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内(ただし、外国への出願等の場合は90日以内)に機構が別途定める様式による知的財産権出願通知書を機構に提出するものとする。この際、甲及び乙は、研究開発成果の内容が記載された出願又は申請書類(特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本)の複製を機構に提出するものとする。
- (3) 甲及び乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を行った日等から60日以内(ただし、外国への出願等への場合は90日以内)に、機構が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書を機構に提出するものとする。
- (4) 甲及び乙は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、機構が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を機構に提出し、予め機構の承諾を得るものとする。
- (5) 甲及び乙は、第三者に対し、専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、機構が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を機構に提出し、予め機構の承諾を得るものとする。

- (6) 甲及び乙は、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下、「知的財産権の移転等」という。)を行った場合は、知的財産権の移転等をした日から 60 日以内に機構が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を機構に提出するものとする。
- (7) 第4号及び第5号の規定にかかわらず、当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合には、甲及び乙は、知的財産権の移転等をした日から 60 日以内に機構が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を機構に提出すれば足りるものとする。
- (8) 甲及び乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、当該第三者をして本条及び第8条第1項各号の規定を遵守させるものとする。
- (9) 甲及び乙は、研究開発成果に係る知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一か月以上前に、機構が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書を機構に提出するものとする。

(知的財産権に関わるその他事項)

- 第 11 条 甲及び乙は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。
- 2 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本研究開発の成果に関し、機構に納入された著作物にかかる著作権等について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。
- 3 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び機構が指定する第三者による本研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を甲又は乙自身の責任において行うものとする。
- 4 甲及び乙は、第1条第 11 号ウに規定するノウハウの指定を機構から受けるにあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 5 前項の秘匿すべき期間は、本研究開発の終了日の属する事業年度末日の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、甲、乙及び機構は、相手方の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙及び機構で協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。
- 6 甲及び乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、機構にその実施に関する一切の責任を負わせることはできない。
- 7 甲及び乙は、研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類(PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む)に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
- 【特許出願の記載例(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】
- 「令和〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第 17 条の適用を受ける特許出願」
- 8 甲又は乙が、研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、甲又は乙は機構に対して、当該知的財産権に関する情報等を遅滞なく報告するものとする。

(成果有体物の帰属)

- 第 12 条 研究開発成果として得られた成果有体物に係る権利は、乙に帰属するものとする。
- 2 乙は、他者から研究開発段階における使用のために前項の成果有体物の提供を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合を除き、円滑な提供に配慮するものとする。ただし、当該成果有体物のうち、商品化され市場において一般に提供されている物については、この限りでない。
- 3 乙は、前項において当該成果有体物を提供する場合、その対価は、当該成果有体物が公的資金を原資とする研究開発により得られたものであること、当該成果有体物を使用する研究開発の性格等を考慮にいれた合理的な対価と

する。

(対象データ及び派生データの取扱い)

第 12 条の2 乙は、対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、AMED 研究データ利活用に係るガイドラインに従って、対象データ及び派生データを取り扱わなければならない。

2 乙は、対象データ及びその派生データを、本研究開発課題のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、AMED 研究データ利活用に係るガイドライン上許容されている場合又は予め機構の承諾を得た場合は、この限りでない。

第 13 条 (欠番)

(再委託)

第 14 条 乙は、本研究開発の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

2 甲は、元契約が解除その他の事由により終了した場合、本契約を直ちに終了させることができるものとする。また、甲は、元契約の第 19 条第 1 項又は第 2 項により、機構から本研究開発の中止若しくは一時停止の承認を受け又は指示された場合、乙に対しても同様の措置をとることができるものとする。

(本研究開発の変更の承認)

第 14 条の2 乙は、本研究開発の内容を変更しようとするときは、甲に変更承認申請書を提出し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更は除く。

(状況報告)

第 14 条の3 乙は、本研究開発の遂行及び収支状況について甲の要求があったときは、速やかに甲に状況を報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、本研究開発の遂行及び収支状況について調査することができる。

(秘密保持)

第 15 条 甲及び乙は、(i) 本研究開発の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が本研究開発外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii) 本研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第 1 条第 11 号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第 11 条第 4 項及び第 5 項に定める取扱いに従うものとする。)(以下「秘密情報」という。ただし、対象データ及び派生データは秘密情報に含まれないものとし、これらの取扱いは第 12 条の2に従うものとする。))について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。

2 甲及び乙は、相手方の秘密情報を本研究開発のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

3 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項から前項までの規定を適用しない。

(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報

(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報

(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報

(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報

- 5 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関(機構を除く)から開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。また、甲及び乙は、秘密情報について、機構から開示を求められたときは、機構が求める範囲でこれを開示することができる。
- 6 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。

(研究開発成果の公表)

第 16 条 甲及び乙は、研究開発成果(ノウハウを除く。)を外部に公表するものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方が研究開発成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙による研究開発成果の外部への公表が、前条の秘密保持義務、知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、甲及び乙は、協議してその対応を決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、研究開発成果を外部に公表する場合、当該成果が機構の事業の結果得られたものであることを明示しなければならない。

(研究開発成果の報告等)

第 17 条 乙は、毎事業年度終了後の5月末日又は研究開発期間終了(本契約が解除、又は本研究開発の中止その他の事由により終了した場合を含む。以下同じ。)後 61 日以内で甲が指定する日までに、甲に対し、成果報告書又は成果最終報告書を提出しなければならない。

- 2 機構が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合において機構から求められた場合には、乙は、機構による当該調査等に協力するものとする。
- 3 乙は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、乙に所属する研究者等及びその他の役職員との間で、その所属を離れた後を含め秘密保持義務を負わせるため必要な措置をとるものとする。
- 4 乙は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、直ちに甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(評価等)

第 17 条の2 甲は、機構が実施する評価の結果、研究開発期間を延長することが適当と認められた場合、乙と本契約の変更契約を締結して、研究開発期間を延長する。

- 2 機構及び甲は、研究開発期間中、本研究開発の進捗状況を確認するとともに、必要と認める場合は、本研究開発の評価を実施することができる。これらの進捗状況の確認又は評価の結果、必要と認める場合、甲は本研究開発費の変更(増額・減額)、研究開発計画書の変更及びその他必要な措置を乙に求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 3 機構及び甲は、研究開発期間終了後、本研究開発の事後評価を行う。
- 4 乙は、機構及び甲が実施する前三項による本研究開発の評価及び進捗状況の確認に必要な協力を行う。

(年度末報告書および実績報告書)

第 18 条 乙は、毎事業年度終了後(研究開発期間の最終年度を除く。)の5月末日までに、別途甲が定める様式による年度末報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、研究開発期間の最終年度終了後の5月末日又は研究開発期間終了後 61 日以内で甲が指定する日までに、別途甲が定める様式により実績報告書を甲に提出しなければならない。

(検査及び報告)

第 18 条の2 甲は、乙から前条に規定する年度末報告書又は実績報告書の提出を受けたときは、当該年度末報告書又は

当該実績報告書の内容について検査を行うため、乙に対して必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

- 2 甲は、前項の検査を行うために必要と認める場合は、事前に通知の上、乙の工場、研究施設その他の事業所において当該検査を行うことができるものとし、乙は甲から通知があった場合にはこれに対応しなければならない。
- 3 甲は、研究開発期間終了後、研究開発期間が終了する日の属する事業年度末日の翌日から起算して5年間が経過するまでの間、本条に定める検査を行うことができるものとする。

(額の確定と精算)

- 第 18 条の3 甲は、乙から第 18 条第2項に規定する実績報告書の提出を受け、前条第1項の検査の結果、乙による研究開発費の支出状況が適切であると認めたときは、研究開発費の契約金額と本研究開発の実施に要した経費の額のうち適切と認めた額とのいずれか低い金額を、甲が支払うべき研究開発費の額として確定し(以下、当該確定した額を「確定額」という。)、乙に通知する。
- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により確定額の支払いを甲に請求するものとする。ただし、乙が第3条に定める概算払いを受けている場合には、確定額が当該概算払いの額を超過する場合に限り、その超過金額の支払いを甲に請求するものとする。
 - 3 甲は、前項の定めに従った請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。
 - 4 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和 24 年大蔵省告示第 991 号)に準じて算定した金額を利息として支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。
 - 5 乙は、第3条に定める概算払いを受けている場合において、当該概算払いの額が確定額を超過する場合は、その超過金額を甲の定める期限までに返還しなければならない。
 - 6 乙は、前項の超過金額を前項の期限までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した額とする。

(本研究開発の中止又は一時停止)

- 第 19 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲に対して、中止申請書又は一時停止申請書を速やかに提出し、甲のこれに対する承認により、本研究開発を中止又は一時停止するものとする。なお、本契約において、本研究開発の「中止」とは、本研究開発を終了することをいい、本研究開発の「一時停止」とは、本研究開発を一時的に止めることをいう。
- (1) 研究開発担当者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、研究開発担当者が本研究開発においてその役割を十分果たせなくなった場合
 - (2) 研究開発成果を出すことが困難と合理的に判断される場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合
 - (3) 天災その他本研究開発を継続しがたいやむを得ない事由がある場合
 - (4) 前各号に類する事由が発生し、本研究開発を継続することが適切でないと認められる場合
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙に対して、本研究開発の中止若しくは一時停止、又は研究開発費の減額その他委託の内容若しくは条件の変更を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- (1) 研究開発担当者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、研究開発担当者が本研究開発においてその役割を十分果たせなくなった場合
 - (2) 研究開発成果を出すことが困難と合理的に判断される場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合
 - (3) 天災その他本研究開発を継続しがたいやむを得ない事由がある場合
 - (4) 本契約締結日後に生じた事情の変更により、本研究開発の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 機構の事業に対する国からの予算措置が停止若しくは縮減され又は機構の事業が廃止若しくは縮小された場

合

(6)前各号に類する事由が発生し、本研究開発を継続することが適切でないと認められる場合

- 3 第1項に基づき甲が本研究開発の中止を承認した場合又は前項に基づき乙が甲から本研究開発の中止を指示された場合、本研究開発はその時点で終了する。
- 4 前項に基づき本研究開発が終了した場合、本契約は同時点で自動的に終了するものとし、甲は、本契約に基づく乙に対する未履行の研究開発費の支払いを免れる。乙は、第17条第1項及び第18条第2項に定める期限を待たずに、甲の指示に従い、第17条及び第18条第2項に定める成果最終報告書及び実績報告書を甲に提出し、甲との間で、第18条の2及び前条の規定に基づき、検査、研究開発費の額の確定及び精算を行う。
- 5 第2項各号に基づき乙が甲から本研究開発の中止等を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は乙に対し何ら責任を負うものではない。
- 6 第1項に従って本研究開発を一時停止した場合であって、第1項各号に定める一時停止の事由が解消され、本研究開発を再開できるようになったときは、速やかに乙は甲に別に定める再開申請書を提出し、甲の承認を受けて再開しなければならない。

(契約の解除)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が本契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行った場合
 - (2) 乙に本契約等の違反(第2条の3第1項に定める表明保証の誤り及び第25条に定める誓約事項の違反を含む。)があった場合
 - (3) 本契約に従った本研究開発の実施がなされず又は著しく困難になった場合(ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合を除く。)
 - (4) 研究者等が本研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合
- 2 甲は、前項各号のいずれかに該当する事由が生じ又はそのおそれが生じた場合、乙に本研究開発の全部又は一部の一時停止を指示することができる。一時停止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は乙に対し何ら責任を負うものではない。
 - 3 第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、第1項による本契約の解除の有無にかかわらず、甲は、本契約に基づき乙に支払った研究開発費の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の定める期限までにこれを返還しなければならない。また、甲は、乙に対して、第1項各号に定める事由の発生により甲に生じた損害の賠償を請求することができる。
 - 4 乙は、前項の規定により研究開発費を返還するときは、返還に係る研究開発費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を甲に支払うものとする。この場合において、加算金は、当該研究開発費の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した額とする。
 - 5 乙は、第3項の期限までに研究開発費を納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額とする。
 - 6 第2項から前項までの規定は、本研究開発の終了後に乙が第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合においても適用があるものとする。

(不正行為等の疑いへの対応)

- 第21条 甲は、本研究開発における不正行為等が行われた疑い(以下「本件疑い」という。)があるとする告発が機構から回付された場合、当該告発を乙に回付することができる。
- 2 乙は、乙が直接、又は機構から甲を通じて若しくは他の機関から回付されて、本件疑いがあるとする告発を受け付けた場合、乙の不正行為等対応規則等に基づき、速やかに予備調査の可否を判断し、予備調査が必要と判断した場合は、予備調査を実施する。
 - 3 乙は、前項の予備調査の結果、本調査が必要と判断したときは、乙の不正行為等対応規則等に基づき、本調査を

実施する。ただし、不正行為等が行われたことが明らかである場合その他の理由により、乙が予備調査を経る必要がないと判断した場合は、予備調査を経ずに本調査を実施することができる。本調査は、調査対象となる研究者等の所属する研究機関と連携して実施するものとする。

- 4 乙は、本件疑いにつき、次の各号に該当する場合、速やかに、当該各号に定める事項を甲に報告し、甲はこれを機構に報告しなければならない。
 - (1) 予備調査を実施すると判断した場合、当該判断
 - (2) 本調査を実施すると判断した場合、当該判断(予備調査を実施した場合はその結果を含む。)
 - (3) 本調査を実施した場合、その結果
- 5 甲は、乙が実施する本件疑いに関する予備調査又は本調査に関し、質問、報告の要求、指示等を、機構から受けた場合、乙にこれを伝え、乙はこれに対応するものとする。
- 6 乙は、機構が元契約及び機構の不正行為等対応規則に基づき、本件疑いに関し、機構自身が調査する場合、当該調査に協力するものとする。

(不正行為等に係る措置)

第22条 乙は、以下のことを予め了解する。

- (1) 機構は、前条に定める調査の結果の報告を受け、本研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された研究者等に対して、元契約及び機構の不正行為等対応規則に基づき、機構の配分する競争的研究費等(本研究開発に係る競争的研究費等を含む。)への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。
- (2) 機構は、研究者等が本研究開発以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合、当該研究者等に対して、元契約に基づき、機構の配分する競争的研究費等(本研究開発に係る競争的研究費等を含む。)への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。

(乙の責任及び事故報告義務)

第23条 乙は、本研究開発を乙の責任において実施するものとし、本研究開発の実施過程で乙、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、乙はその費用と責任においてこれを解決するものとし、甲に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項の場合、速やかにその具体的内容を甲に対し書面により報告しなければならない。

第24条 (削除)

(反社会的勢力の排除に関する誓約)

第25条 乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを確認し、これを誓約する。

- (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (3) 乙の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。
- 2 乙は、次の各号のいずれも行わないことを誓約する。
 - (1) 乙(乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下次号から第4号までにおいて同じ。)が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
 - (3) 乙が第三者をして前二号の行為を行わせること。
 - (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者(これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。)が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 乙は、本研究開発に関して、甲から個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第2条第1項の定義するところによる。以下同じ。)の委託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって委託を受けた当該個人情報(以下「委託個人情報」という。)を取り扱わなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 委託個人情報を第三者に委託若しくは提供し又はその内容を知らせること。

(2) 委託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 乙は、委託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他委託個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、委託個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。

5 乙は、委託個人情報を、甲の求めがある場合又は本研究開発の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、委託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したとき又は発生したおそれがあるときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 乙は、本人から委託個人情報の開示、訂正若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から委託個人情報の提供を要請された場合、速やかに甲に通知し、その指示に従わなければならない。

(債権債務の譲渡等の禁止)

第 27 条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究開発の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保権の設定その他の方法により処分し又は承継してはならない。

2 前項に定める甲の事前の書面による承諾は、債権債務等の譲渡申請書の甲に対する提出によるものとし、甲は申請書の審査を行うものとする。

3 甲は、乙から提出された申請書を審査した結果、妥当と判断される場合は、乙に対し、承認通知書を発出するものとする。

(存続条項)

第 28 条 第2条、第2条の2、第4条、第5条第1号、第8条から第12条の2まで、第14条第2項、第15条から第18条の3まで、第20条から第23条まで、第26条から第30条までの規定は、本契約終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。

(管轄)

第 29 条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、●●裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 30 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、両当事者誠実に協議の上解決するものとする。

別表(第1条第20号関係)

府省庁	ガイドライン又は指針の名称
文部科学省	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
厚生労働省	厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
経済産業省	研究活動の不正行為への対応に関する指針
	公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針
総務省	情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
内閣府	国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究活動の不正行為への対応に関する指針
	国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究費の不正な使用等の対応に関する指針
こども家庭庁	こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)